

# 修理修景基準

## 修理事業

老朽化した伝統的建造物(特定物件)(→4ページ)を、復原または維持するための修理を行う場合は「修理に関する基準」に則って行ってください。



原則、除却(解体)はできません。

建物等の旧状(本来の姿)を損なうような変更はできません。

外観及び構造体については、旧状の復原を原則とし、伝統工法での施工が必要です。

既存部材は、できる限り保存活用してください。

耐震性能は、構造部材を追加したり、補強金物(耐震ダンパー、ホールダウン金物等)を設置することで向上します。

旧状を保ちながら創意工夫することで、内部空間の自由度が高まります。



修理前



修理後

### 修理事例

### 修理に関する基準

項目	内容	
建築物	配置	履歴を調査の上、原則として現状維持又は然るべき旧状に復原すること。
	高さ	履歴を調査の上、原則として現状維持又は然るべき旧状に復原すること。
	構造	履歴を調査の上、原則として現状維持又は然るべき旧状に復原すること。
		旧状を損なわないように、既存の部材を出来る限り保存活用しながら、然るべき構造補強を図ること。
	屋根	履歴を調査の上、原則として現状維持又は然るべき旧状に復原すること。
		再生可能な瓦等は、出来る限り使用すること。
壁	履歴を調査の上、原則として現状維持又は然るべき旧状に復原すること。	
	街路から望見できる外壁部分については原則として下地を竹編とし、荒壁塗り、中塗り、上塗り(漆喰)で施工すること。	
	各住戸間における界壁等については、防火性能の向上を図ること。	
外観	履歴を調査の上、原則として現状維持又は然るべき旧状に復原すること。	
	特に今井の町家の特徴的な部屋割りである一列(連続型)、二列(独立型)の外観については、旧状を調査の上、用途に応じて伝統的な様式とし、街並みと調和したものとする。	
設備機器等	街路から望見できない配置・形状とすること。やむを得ず街路から望見できる場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料、仕上げ及び着色をした、外観上目立たない目隠しを行うこと。	
工作物	規模	履歴を調査の上、原則として現状維持又は然るべき旧状に復原すること。
	意匠	既存の部材を出来る限り保存活用すること。
環境物件	伝統的町並みに調和するように現状維持及び保全、又は復旧すること。	

## 修景事業

伝統的建造物以外の建造物等(特定物件以外)については、伝統的建造物群の特性を維持し、保存地区の風致を著しく損なわないよう、「修景に関する基準」に則って建築行為を行ってください。



除却(解体)は可能です。

街路から望見できる外観及び屋根を伝統的建造物群の特性と調和させる必要があります。

街路から望見できる屋外設置物(建造物、塀、看板、郵便受け、エアコンの室外機、アンテナ、自動販売機、各種メーターボックスなど)も規制の対象となります。

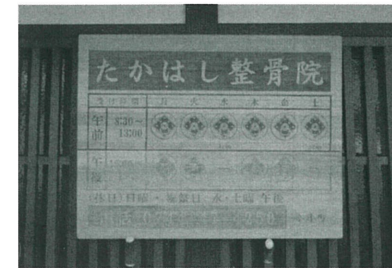
小規模の改修でも、街路から望見できる箇所については規制対象となります。(建具や樋の取り替えなど)

保存地区内の物件であっても、建築基準法など各種法令は遵守してください。

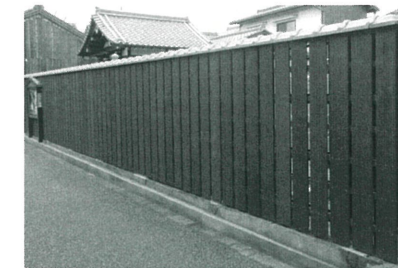
### 修景事例



新築



看板



塀

### 修景に関する基準

項目	内容	
建築物	配置	原則として伝統的な配置を踏襲すること。
	高さ	軒高は、周囲の軒線と調和させること。
	階数	建築物の階数は2階以下とし、棟高は10m以下とすること。
	構造	主体構造は原則として木造とすること。
	屋根	切妻造り平入りを原則とし、角地の場合は入母屋造り平入りでもよいものとする。
		大屋根及び庇屋根は、伝統的様式で本瓦葺又は桧瓦葺とし、黒色系日本瓦でいぶし瓦とすること。
	軒裏	大屋根、庇屋根とも軒裏は揚塗り又は化粧垂木とすること。
	壁	街路から望見できる外壁部分については大壁又は真壁とし、原則として漆喰塗りとすること。
		色は白色を原則とし、必要に応じて腰板張りを行うこと。
	戸口	出入口の大戸は、原則として木製の板戸又は格子戸とすること。
外観	一階の開口部(戸口を除く)は、原則として木製の格子構え、板戸、又は木製の建具とすること。格子構えの内側は明障子とすることが望ましいが、ガラス戸を入れてもよいものとする。	
	2階の窓は、伝統的様式とし、周辺と調和させること。	
設備機器等	街路から望見できない配置・形状とすること。やむを得ず街路から望見できる場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料、仕上げ及び着色をした、外観上目立たない目隠しを行うこと。	
工作物	規模・意匠	門、塀等の規模、様式、材料、仕上げ及び着色等については、伝統的町並みに調和させること。